

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

ほうもんかngoすてーしょん
訪問看護ステーションみなぎの

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社オーネスト
代表者氏名	代表取締役 坂口 英之
法人所在地	兵庫県三木市口吉川町東中830-98 (電話) 0794-60-4073
法人設立年月日	令和3年9月10日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションみなぎの
介護保険指定 事業者番号	兵庫県指定 (指定事業者番号) 62390164
事業所所在地	兵庫県三木市口吉川町東中830-98
連絡先 相談担当者名	(電話) 0794-60-4073 (FAX) 0794-60-1427 (相談担当者) 坂口 美帆
事業所の通常の 事業の実施地域	三木市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	健康保険法及び介護保険法の理念に基づき、心身の特性を踏まえてご利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように、またご利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とします。
運営の方針	可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、その療養生活を支援し心身機能の維持回復を図ります。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日。事業所が指定した土曜日、日曜日に営業する場合がある。(8月13日～16日、12月30日～1月3日を除く。)
営業時間	8時30分～17時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日。事業所が指定した土曜日、日曜日にサービスを提供する場合がある。(8月13日～16日、12月30日～1月3日を除く。)
サービス提供時間	8時30分～17時30分

(5) 事業所の職員体制

管理者	坂口 美帆
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	① 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 ② 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	常勤1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	① 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 ② 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 ③ 利用者へ訪問看護計画を交付します。 ④ 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 ⑤ 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 ⑥ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 ⑦ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 ⑧ 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤2名
看護職員(看護師・准看護師)	① 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 ② 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	看護師・准看護師 3名以上

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 <具体的な訪問看護の内容> ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 褥創の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

- ① 看護師による訪問看護（1回） * 利用負担割合 1割の場合

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満 20分未満		30分未満 30分未満		30分以上 1時間未満 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満 1時間30分未満	
	利用者 利用料	利用者 負担額	利用者 利用料	利用者 負担額	利用者 利用料	利用者 負担額	利用者 利用料	利用者 負担額
ひるま 昼間	3,195円	320円	4,798円	480円	8,382円	839円	11,486円	1,149円
そうちよう 早朝・夜間	3,994円	400円	5,998円	600円	10,478円	1,045円	14,357円	1,436円
しんや 深夜	4,793円	480円	7,198円	720円	12,573円	1,258円	17,229円	1,723円

かさんりょうきん
＜加算料金＞

かさん 加算	りょうりょう 利用料	りょうしゃ 利用者 ふたがく 負担額	さんていかいすとう 算定回数等
しよかいかさん 初回加算	3,063 円	307 円	1つき 1月につき
ふくすうめいほうもんかさん 複数名訪問加算（Ⅰ）	2,593 円 4,101 円	260 円 411 円	ふたり かんごしとう どうじ ほうもん おこなう 2人の看護師等が同時に訪問を行う ばあい 1かい 場合。1回につき じょうだん 30ぶんみまん げだん 30ぶんいじょう 上段：30分未満 下段：30分以上
ふくすうめいほうもんかさん 複数名訪問加算（Ⅱ）	2,052 円 3,237 円	206 円 324 円	かんごしとう かんごほじょしゃ ほうもん おこなう 看護師等と看護補助者が訪問を行う ばあい 1かい 場合。1回につき じょうだん 30ぶんみまん げだん 30ぶんいじょう 上段：30分未満 下段：30分以上
たいいん じきょうどうし どう かさん 退院時共同指導加算	6,126 円	613 円	1かい 1回につき
きんきゅう じ ほうもんかん ごかさん 緊急時訪問看護加算	5,861 円	586 円	1つき 1月につき
ちようじかんほうもんかん ごかさん 長時間訪問看護加算	3,063 円	307 円	1かい 1回につき
とくべつかんりかさん 特別管理加算（Ⅰ）	5,105 円	511 円	1つき 1かい 1月に1回
とくべつかんりかさん 特別管理加算（Ⅱ）	2,552 円	256 円	1つき 1かい 1月に1回
ターミナルケア加算	20,420 円	2,042 円	じっしつき 1かい 実施月に1回

ていきょうじかんだいめい 提供時間帯名	そうちょう 早朝	ひるま 昼間	やかん 夜間	しんや 深夜
じ かん たい 時間帯	ごぜん 6 じ 午前6時から ごぜん 8 じ 午前8時まで	ごぜん 8 じ 午前8時から ご 6 じ 午後6時まで	ご 6 じ 午後6時から ご 10 じ 午後10時まで	ご 10 じ 午後10時から ごぜん 6 じ 午前6時まで

- ① サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。
なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行ないます。
- ② サービス利用料金表について、ご利用者負担額はサービス内容の単位数ごとに地域区分を乗じたものから算出していますが、実際の請求金額は、ご利用になられた1かげつぶん そうたんいすう ちいきくぶん じょうじてさんしゆつ ひょうじ きんがく じっさい 1か月分の総単位数に地域区分を乗じて算出するため、表示している金額を実際の請求金額は若干異なります。
- ③ 一定以上の所得がある第1号被保険者（65歳以上）の利用者は負担料金が2割または3割となります（保険者から負担割合証の交付があります）。
- ④ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額をのぞく）申請を行ってください。
- ⑤ サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。
- ⑥ 初回加算は、新規に訪問看護計画を作成し、サービス提供を行った場合に加算します。
- ⑦ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を

おこなうばあい りょうしゃ しんたいてきりゆう 1 かんごしとう ほうもんかんご こんなん みとめられる
行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる
ばあいとう かしん ふくすうめいほうもんかんごかしん 2 かんごしとう かんごほじょしゃ どうじ ほうもんかんご
場合等）に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を
おこなうばあい かしん
行う場合に加算します。

- ⑧ 退院時共同指導加算は、入院（入所）中の方に対し、在宅生活に必要な指導を行い、
その内容を文書により提供した場合に加算します。

- ⑨ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間
連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に
おしえておこなうばあい かしん 1がついない 2かいめいこう きんきゅうじほう
応じて行う場合に加算します。また、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、
そうちょう やかん しんや ほうもんかんご かかわるかしん さんてい どういしょめん べつてん
早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定します。なお、同意書面は別添のとおり
です。

- ⑩ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を
こえるほうもんかんご おこなったばあい ほうもんかんご しょうていさーびすひ 1じかんいじょう1じかん30ぶみまん
越える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）
に加算します。

- ⑪ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働
大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な
かんり おこなったばあい かしん こうせいらうどうだいじん だめるじょうたい
管理を行った場合に加算します。なお「べつに厚生労働大臣が定める状態にあるもの」
とは次のとおりです。

<特別管理加算Ⅰ>

- 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は
きかんかにゆーれもしく りゅうちかてーてる しょうじょうたい
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

<特別管理加算Ⅱ>

- 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心
静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、
ざいたくじぞくようようあつこきゅうりょうほうしどうかんり ざいたくじ こうとうつうかんりしどうかんり ざいたくはいこうけつあつしょうかんじや
在宅持続用陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者
指導管理
じんこうこうもんまた じんこうぼうこう せっち じょうたい
・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
しんぴ こえる じよくそう じょうたい
・真皮を越える褥瘡の状態
てんてきちゅうしゃ しゅうさ いじょうおこなうひつよう みとめられる じょうたい
・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ⑫ ターミナルケア加算は、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び居宅介護支援事業者
等と十分な連携を図るよう努めた上、在宅で死亡された利用者について、お亡くなりになら
れた日及びその前14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合に加算します。

- ⑬ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）から、急性増悪等により一時的に頻回の
訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に
かぎって かいごほけん ほうもんかんご ひ さんてい べつといりょうほけん ほうもんかんご ていきょう
限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供と
なります。

4. その他の費用について

① 交通費	交通費は不要です。ただし、緊急時に高速道路を使用した場合に高速道路使用料金の実費を請求させていただきます。
② キャンセル料	利用者の都合でキャンセルされる場合は、サービス利用の前日までにご連絡ください。連絡なく、訪問看護師がお伺いした場合はキャンセル料を請求させていただきますのでご了承ください。ただし、容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合キャンセル料は不要です。 キャンセル料 2,000円
③ 死後の処置料	ご希望によりなくなられた後のお清めと処置を行います。 お清め料と処置材料費 10,000円
※料金を改定する際には、1ヶ月以上前に文書で連絡します。	

5. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護師の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 坂口 美帆 イ 連絡先電話番号 0794-60-4073 同ファックス番号 0794-60-1427 ウ 受付日及び受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
---	---

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行います。

とうじぎょうしょ じんいんたいせい とうじぎょう ばあい あらかじめごりょうしょう
当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができま
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

8. 虐待の防止について

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かんするせきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	かんりしゃ さかぐち みほ 管理者 坂口 美帆
------------------------------------	----------------------------
 - (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 - (3) 苦情解決体制を整備しています。
 - (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 - (5) 介護相談員を受入れます。
 - (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 秘密の保持と個人情報保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

ほけんがいはいしゃめい 保険会社名	しゃだんほうじん ぜんこくほうもんかん ごじぎょうきょうかい 社団法人 全国訪問看護事業協会	ほうもんかん ごじぎょうしゃ 訪問看護事業者	そうごうほしやうせいど 総合補償制度
ほけんめい 保険名	みつゐすみともかいじょうかさい ほけんかぶしがいはいしゃ (三井住友海上火災保険株式会社)		
ほしやう がいよう 保障の概要	ステーション賠償責任保険 訪問看護事業者やその業務従事者が業務の実施に際して万一ご利用者やそ のご家族等の第三者にケガをさせたり、財物を損壊したために法律上の損害 賠償義務を負った場合、その賠償によって生じる損害を補償します。		

1 2. 身分証携行義務

ほうもんかんごいん つねにみぶんしやう けいこう しょかいほうもん じ およびりやうしや りやうしや かぞく ていじ
訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示
を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3. 心身の状況の把握

しんしん じやうきやう はあく
指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者
かいぎなど つうじて りやうしや しんしん じやうきやう かんきやう た ほけんいりやう さーびす
会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス
また ふくし さーびす りやうじやうきやうとう はあく つとめる
又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 4. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サ
ービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の
うつしを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その
ないやう しるしたしよめん うつし すみやか きょたくかいごしえんじぎやうしや そうふ
内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 5. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス
提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者からの申し出があっ
た場合は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス
提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を
せいきゆう
請求することができます。

1 6. 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 7. 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いし
た日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 坂口 美帆 (連絡先: 0794-60-4073)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当たりの利用料、利用者負担額(見積もり) 合計額					

(3) その他の費用

①交通費	重要事項説明書4-①記載のとおりです。
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。
③死後の処置料	重要事項説明書4-③記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	円程度
----------	-----

- * ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- * この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

18. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 相談又は苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談又は苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談又は苦情に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- 相談又は苦情があった場合、管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。また、必要に応じ、状況の聞き取りのため利用者への訪問を実施し、事情の確認を行う。
 - 管理者を中心として相談又は苦情内容の検討を行い、対応方法を決定する。
 - 必要に応じて関係各所への連絡を行うとともに、状況について報告する。
 - 利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する場合は、その旨を翌日までに連絡する)。
 - 市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行ったことを報告する。
 - 改善点を全職員に周知し、再発の防止を図る。

(2) 苦情申立の窓口

じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 そうだんまた くじょう かんする まどぐち 相談又は苦情に関する窓口 たんとう かんりしゃ さかぐち み ほ 担当：管理者 坂口 美帆	しよざいち ひょうごけん み き し くちよかわちようひがしなか 所在地：兵庫県三木市口吉川町東 中830-98 でんわばんごう 電話番号：0794-60-4073 うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：30
しちょうそん ほけんしゃ まどぐち 【市町村（保険者）の窓口】 み き し やくしよかいごほけんか 三木市役所介護保険課	ところ ざい ち み き し う え まるちよう 10 ばん 30 ごう 所在地：三木市上の丸町10番30号 でんわばんごう 電話番号：0794-82-2000 うけつけじかん 受付時間：8：30～17：00
こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 ひょうごけんこくみんけんこうほ けん だんたいれんごうかい 兵庫県国民健康保険団体連合会	しよ ざい ち こう べ しちゅうおうくさんのみやまち 所在地：神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 でんわばんごう 電話番号：078-332-5601 うけつけじかん 受付時間：9：00～17：00

19. じゅうようじこうせつめい ねんがつび
重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明・交付日	れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日
この重要事項説明書の説明・交付場所	

じょうきないよう
上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11ねんこうせいしょうれいだい37ごう だい8じょう きてい もとづき りようしゃ せつめい おこない
11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 じぎょうしゃ	しよ ざい ち 所在地	ひょうごけん み き し くちよかわちようひがしなか 兵庫県三木市口吉川町東 中830-98
	ほうじんめい 法人名	かぶしきがいしゃ 株式会社オーネスト
	だいひょうしゃめい 代表者名	だいひょうとりしまりやく さかぐち ひでゆき 代表取締役 坂口 英之 印
	じぎょうしよめい 事業所名	ほうもんかんごすてーしよん 訪問看護ステーションみなぎの
	せつめいしゃしめい 説明者氏名	印

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たしか うけました
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようしゃ 利用者	じゅう しょ 住所	
	し めい 氏名	印

だいにん 代理人	じゅう しょ 住所	
	し めい 氏名	印
	つづき がら 続柄	